

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	二四
	福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	二四
告 示	大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件	二四
	患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	二四
	地籍調査に関する事業計画を定めた件	二五
	道路の区域を変更する件	二五
公 告	都市計画事業の認可の告示があった件	二五
	福島県企業局	二五
	福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	二五
	福島県教育委員会教育長	二五
	公募型プロポーザル方式により契約の候補者を選定する件	二五
	落札者を決定した件	二五
	福島県人事委員会	二五
	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	二五
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	二五

規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則及び福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二十七日

福島県規則第五十号

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（林業振興課）

福島県規則第五十一号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表一般国道一一五号の項中

耶麻郡猪苗代町字津金沢 四三番二地先 （猪苗代町道本町今泉線 交差点）	耶麻郡猪苗 字西宮一〇 （国道四九
--	-------------------------

代町大字堅田 七〇番一地先 号交差点	道路用地の境界線から両 側一〇メートル以内の 区域
--------------------------	---------------------------------

耶麻郡猪苗代町字津金沢 四三番二地先 （猪苗代町道本町今泉線 交差点）	耶麻郡猪 字西宮一〇 （国道四
相馬市山上字小田原三〇 〇番一〇地先 （相馬市上インターチェ ンジ入口）	伊達市霊 岸一三番 （霊山イ 出口）

苗代町大字堅田 〇七〇番一〇地先 九号交差点	道路用地の境界線から両 側一〇メートル以内の 区域
山町下小国字山 一〇番一〇地先 ンターチェンジ	道路用地の境界線から両 側五〇メートル以内の 区域

に改める。

別表第二の一の表一般国道一一五号の項中

相馬市中村塚の町六番一 地先 (国道六号交差点)	耶麻郡猪苗 字宮西一〇 (国道四九
--------------------------------	-------------------------

代町大字堅田 七〇番一 地先 号交差点	を	相馬市山上字小田原三〇 〇番一 地先 (相馬山上インターチェ ンジ入口)	に改め	相馬市中村塚の町六番一 地先 (国道六号交差点)	耶麻郡猪苗代町大字堅田 字宮西一〇七〇番一 地先 (国道四九号交差点)
------------------------------	---	--	-----	--------------------------------	--

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

(都市計画課)

告 示

福島県告示第三百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

COOP BESTA ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下三三九番地

二 法第八條第一項の規定により会津坂下町から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五條第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年四月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

小名浜ファッションモール 福島県いわき市小名浜字大道北一一〇番ほか

二 法第八條第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項

と。廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。

2 騒音の発生に係る事項

室外機、換気扇の多くが住宅に面して設置されていることから、通常の騒音だけでなく、低周波音についても配慮すること。

3 その他

建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を行い、誠意を持って対応すること。

工事機材の搬出入等に係る道路の破損・汚損等に留意し、一般の通行に影響を及ぼすことのないよう誠意を持って対応すること。

計画地に隣接する農地があるため、施工中や施工後についても、それらの農地に影響を及ぼさないよう配慮すること。

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百九十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三條第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成三十年四月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	郡山市	平成三十年四月十八日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第四百号
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、平成三十年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
 平成三十年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第一〇	平成三十二年三月一五日
会津若松市	大波第一一 大波第二二	平成三十二年三月三二日
郡山市	花春町第五	同
	笹川第四	平成三十二年三月一五日
	石筵第二 笹川第三 石筵第三 石筵第四	平成三十二年三月三二日
いわき市	上永井F	同
白河市	石切場	同
須賀川市	滝第7	同
喜多方市	小舟寺第二	同
伊達市	梁川第一三 梁川第一四	同

岩瀬郡天栄村	梁川第一五
南会津郡南会津町	広戸第二五
耶麻郡北塩原村	永田第六 永田第七
河沼郡湯川村	大塩第八
大沼郡会津美里町	森台 八日町
東白川郡塙町	蕎麦ノ目
	川上八 川上九
	同

(農村計画課)

福島県告示第四百一号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年四月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下渋 佐南新田 線	南相馬市原町区上渋佐 字沖田二四七番一地从 先から	変更前 変更後	一三・六〇 一五・四	八三・〇
	市原町区上渋佐 字沖田二五三番一地从 先まで	変更前 変更後	一三・六〇 三八・七	八三・〇

(道路計画課)

公 告

公告第九十六号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
 平成三十年四月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

都市計画事業の種類及び名称	双葉都市計画及び浪江都市計画公園事業八・五・一号福島県復興祈念公園
施行者の名称	福島県
事務所の所在地	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所
事業地の所在	収用の部分 双葉郡双葉町大字中浜字本町、字西川原及び字南川原、大字両竹字北細田、字細田及び字増田並びに大字中野字渋江、字宮ノ脇、字高田及び字羽山前地内 双葉郡浪江町大字中浜字西川原並びに大字両竹字蛭田、字庄司口、字原田、字森合、字的場、字本町及び字北庄司口地内 使用の部分 なし

（まちづくり推進課）

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
 平成30年 4月27日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第50条に次の1号を加える。

- (12) 講習の受講等の申込み時に納付しなければならない経費で、募集要項等で金額及び支払先が明らかなもの

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業局財務規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経営・販売課）

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるふくしま教育総合ネットワーククラウド業務の賃貸借契約（保守・運用を含む。）について、公募型プロポーザル方式（企画提案書、仕様条件対応報告書、見積書及び見積内訳書を公募し、当該業務にふさわしい総合的に優れた業務請負候補者を企画提案競技により選定し、随意契約の相手方とする方式）により当該業務に係る契約の候補者を選定するので、次のとおり公告する。

平成30年4月27日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 業務の概要

- (1) 名称 ふくしま教育総合ネットワーククラウド業務
- (2) 目的及び概要 企画提案依頼書及び企画提案競技実施要領で定める各事項による。
- (3) 履行期限 平成35年3月31日

2 提出書類

企画提案書、仕様条件対応報告書、見積書及び見積内訳書（以下「企画提案書等」という。）

3 企画提案書等を提出する者の資格

(1) に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該プロポーザルに係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある、各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 構成員の全てが(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 評価基準日（平成30年6月8日（6に示す企画提案書等の提出期限の日））

- に福島県から指名停止の措置を受けていないこと。
- イ 共同企業体の代表者は、国、都道府県又は政令指定都市に対して、過去5年以内に情報系システムの構築を行い、かつ1年以上の運用保守を行った実績を有すること。
- ウ 業務を担当する全ての組織にて一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO／IEC 27001））認証を取得していること又は同一財団法人のプライバシーマークの付与を受けていること。
- エ ふくしま教育総合ネットワーククラウド業務共同体協定書を締結していること。
- オ 共同企業体の代表者は、エの協定書において明示されていること。
- カ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で企画提案競技に参加していないこと。
- キ 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- ク その他、福島県教育委員会との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。
- (2) 共同企業体でない単独の者の資格要件
- ア (1)のアの(7)から(9)まで、キ及びクに掲げる資格要件を全て満足する者であること。
- イ 国、都道府県又は政令指定都市に対して、過去5年以内に情報系システムの構築を行い、かつ1年以上の運用保守を行った実績を有すること。
- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO／IEC 27001））認証を取得している者又は同一一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- エ 共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加しない者であること。
- 4 企画提案依頼書等の配布期間、配布場所等
- (1) 企画提案依頼書等の配布期間は、平成30年4月27日（金）から同年5月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 配布場所は、福島県教育庁教育総務課（福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎9階）とする。
- (3) 配布方法は、電子媒体（CD-ROM）により配布する。
- (4) 配布書類は、次のとおりとする。
- ア 企画提案依頼書
- イ 企画提案競技実施要領
- ウ 企画提案書等作成要領
- エ 貸借契約書（案）
- オ 仕様書
- 5 参加資格の確認手続
- (1) 提出書類は企画提案競技実施要領で定めるとおりとする。
- (2) 提出方法は、4の(2)で定める場所に郵送又は直接持参すること。
- (3) 提出期限は、平成30年5月18日（金）午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。
- (4) 参加資格の適否について、平成30年5月25日（金）までに参加資格申請があった者へ文書により回答する。
- 6 企画提案書等の提出方法及び提出期間
- 企画提案依頼書に定める企画提案書等を平成30年6月8日（金）午後5時までに4の(2)で定める場所に郵送又は直接持参すること。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。
- 7 企画提案審査
- 書類審査による一次審査を行い、上位4者については、対面審査による二次審査を行う。
- 8 その他
- (1) 技術提案書の提出の無効
- プロポーザル提案者が次のいずれかに該当する場合、技術提案書は無効とする。
- ア 提出者が3に定める資格を満たしていない場合
- イ 同一の者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
- ウ 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（企画提案書の参加資格の確認のための書類及び企画提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。）
- エ 作成様式及び企画提案書作成要領に示された条件に適合しない場合

- オ 虚偽の内容が記載されている場合
カ 対面審査当日に出席しなかった場合（ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、対面審査開始時刻に到着できなかった場合を除く。）
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (3) 詳細については、企画提案依頼書及びその添付書類による。
 - (4) 問合せ先
福島県教育庁教育総務課
電話 024-521-7612
メール k.kyouikusoumu@pref.fukushima.lg.jp

9 Summary

- (1) Subject: Request for proposals about the Cloud network system for securing information used by all Prefectural educational institution in Fukushima Prefecture.
- (2) Time-limit of the proposals: 5:00 p.m., 8 June 2018.
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL: 024-521-7612 Mail: k.kyouikusoumu@pref.fukushima.lg.jp
(教育総務課)

公告第3号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか98施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年4月27日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県教育センターほか98施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁財務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋二丁目11番2号
- 5 落札金額
501,366,624円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年2月2日

(財 務 課)

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年四月二十七日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第十九号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

14 福島市に派遣される職員に対する別表第一の規定の適用については、同表中「保健福祉事務所」とあるのは、「福島市保健所」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二十七日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第二十号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第八項第一号中「の業務（医療職給料表（三）の適用を受ける職員が従事する業務に限る。）」を削り、同号ア中「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同号イ中「二千九百円」を「三千百円」に改め、同号ウ中「二千円」を「二千五百五十円」に改め、同項第二号中「アの業務（医療職給料表（三）の適用を受ける職員が従事する業務を除く。）及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（採用給与課）